

補論．事務事業の改革・改善につながりうるかの検証

(1) 検証のねらい

以上のように、本委員会では、平成 16 年度施策評価の内容・運用両面の妥当性について評価を行った。しかしながら、施策評価の方法が妥当であるということが、すなわち施策評価の成果につながるかという点必ずしもそうではない。施策評価の目的は、評価結果を区の仕事の具体的な改革・改善につなげることにある。区の仕事とは、施策の手段として位置づけられている個々の事務事業のことにほかならない。つまり施策評価は、事務事業の具体的な見直しにつながって初めて、その成果を上げていることになる。

このため、本委員会では、施策評価の妥当性の評価に加え、現状の施策評価が事務事業の改革・改善につながりうるものとなっているかについて、「深掘り」と称した追加的検証を行った。この作業は、委員会に諮問された三つの役割のうち、役割 2「施策評価に対する第三者評価」(本提言書)の延長であると同時に、役割 3「評価制度に対する提言」(提言書第 編)のための材料を与えるものである。

(2) 検証の視点と方法

「深掘り」の作業にあたっては、施策と事務事業のつながりに問題はないか、現状の施策評価に基づき事務事業の内容の重み付けや優先順位付けが可能かどうかという視点を重視した。また、現状の施策評価の枠組みに限定せず、事務事業の改善につなげうる施策評価のあり方とはどのようなものかについても考察を行った。

検証の方法は各部会の裁量にゆだね、それぞれが担当の施策について自由に掘り下げた検討を行った。検討材料としては、施策評価表に加えて下位の事務事業の評価表を用い、担当課からのヒアリングによる情報収集を行った。各部会ごとの検討結果については、巻末の資料 5 を参照されたい。

(3) 検証の結果

検証の結果、様々な有用な知見が得られたが、全体としては、現行の施策評価が事務事業の改革・改善に必ずしもつながりにくい状況にあることが明らかになった。前節の提言に基づいて施策評価の妥当性を高めたとしても、いくつかの構造的な問題により、施策評価の有効性が損ねられている。中でも重要なのは、評価の対象である施策体系の問題と、指標中心に評価を行う限界がある。これらについては、提言書第 編であらためて提示することとしたい。